

(地Ⅲ157)

平成24年12月5日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

新種のコロナウイルスによる感染症の発生について
(症例定義の変更)

「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について」は、平成24年9月27日(地Ⅲ112)を以て貴会宛お送りいたしました。

今般、WHOが当該感染症の症例定義を更新したことから、情報提供をお願いする患者の要件が下記のとおり改められ、厚生労働省健康局結核感染症課長より都道府県等衛生主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対して周知方依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(情報提供を求める患者の要件)

38度以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内にアラビア半島又はその周辺諸国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

健感発1130第1号
平成24年11月30日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新種のコロナウイルスによる感染症の発生について
(症例定義の変更)

標記について、今般、別添(写)のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生
主管部あて通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方
よろしくお願いいたします。

健感発1130第1号

平成24年11月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新種のコロナウイルスによる感染症の発生について
(症例定義の変更)

日頃より、感染症対策にご協力賜りありがとうございます。

平成24年9月26日付け健感発0926第1号により、新種のコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある患者について情報提供をお願いしたところですが、今般、WHO(世界保健機関)が、当該感染症の症例定義を更新したことを受け、情報提供をお願いする患者の要件を以下のように改めます。つきましては、貴管下医療機関に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。医療機関から情報提供があった場合には、引き続き、その内容について速やかに当課までご連絡ください。

記

(情報提供を求める患者の要件)

38度以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内にアラビア半島又はその周辺諸国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかなる場合は除く。

参考資料

- ・新種のコロナウイルスについて(検疫所ホームページ)

<http://www.forth.go.jp/news/2012/11261336.html>

- ・コロナウイルス(HCoV-EMC)重症感染症(国立感染症研究所ホームページ)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>